四日市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

四日市市長 森智広

四日市市条例第29号

四日市市税条例の一部を改正する条例

四日市市税条例(平成16年四日市市条例第42号)の一部を次のように改正する。

(公示送達)

第18条 (略)

2 公示送達は、公示事項(法第20条 の2第2項に規定する公示事項をいう。 以下この項において同じ。)を地方税法 施行規則(昭和29年総理府令第23 号。以下「施行規則」という。)第1条 の8第1項に規定する方法により不特 定多数の者が閲覧することができる状 態に置く措置をとるとともに、公示事項 が記載された書面を市役所掲示場に掲 示し、又は公示事項を市の事務所に設置 した電子計算機の映像面に表示したも のの閲覧をすることができる状態に置 く措置をとることによってするものと する。

3 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2 号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第59条 (公示送達)

第18条 (略)

2 公示送達は、<u>市長が送達すべき書類</u> を保管し、いつでも送達を受けるべき者 <u>に交付する旨を</u>市役所掲示場に<u>掲示し</u> <u>て行う</u>。

3 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和</u> 29年総理府令第23号。以下「施行規 <u>則」という。)</u>第1条の9第2号に規定 第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法 第314条の2第1項各号のいずれか に掲げる者に該当する場合には、同条第 1項及び第3項から第11項までの規 定により雑損控除額、医療費控除額、社 会保険料控除額、小規模企業共済等掛金 控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひ とり親控除額、勤労学生控除額、配偶者 控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額 又は特定親族特別控除額を、前年の合計 所得金額が2,500万円以下である所 得割の納税義務者については、同条第2 項、第6項及び第11項の規定により基 礎控除額をそれぞれその者の前年の所 得について算定した総所得金額、退職所 得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に 掲げる者は、3月15日までに、市長が 定める様式による申告書を市長に提出 しなければならない。ただし、法第31 7条の6第1項又は第4項の規定によ する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法 第314条の2第1項各号のいずれか に掲げる者に該当する場合には、同条第 1項及び第3項から第11項までの規 定により雑損控除額、医療費控除額、社 会保険料控除額、小規模企業共済等掛金 控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひ とり親控除額、勤労学生控除額、配偶者 控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除 額を、前年の合計所得金額が2,500 万円以下である所得割の納税義務者に ついては、同条第2項、第6項及び第1 1項の規定により基礎控除額をそれぞ れその者の前年の所得について算定し た総所得金額、退職所得金額又は山林所 得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に 掲げる者は、3月15日までに、市長が 定める様式による申告書を市長に提出 しなければならない。ただし、法第31 7条の6第1項又は第4項の規定によ

り給与支払報告書又は公的年金等支払 報告書を提出する義務がある者から1 月1日現在において給与又は公的年金 等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金 等に係る所得以外の所得を有しなかっ たもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者(前年の合計所得 金額が900万円以下であるものに限 る。)の法第314条の2第1項第10 号の2に規定する自己と生計を一にす る配偶者(前年の合計所得金額が95万 円以下であるものに限る。)で控除対象 配偶者に該当しないものに係るものを 除く。)、法第314条の2第4項に規 定する扶養控除額若しくは特定親族特 別控除額(特定親族(同条第1項第12 号に規定する特定親族をいう。第36条 の3の2第1項第3号及び第36条の 3の3第1項において同じ。)(前年の 合計所得金額が85万円以下であるも のに限る。)に係るものを除く。)の控 除又はこれらと併せて雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313条 第8項に規定する純損失の金額の控除、 同条第9項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第34条

り給与支払報告書又は公的年金等支払 報告書を提出する義務がある者から1 月1日現在において給与又は公的年金 等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金 等に係る所得以外の所得を有しなかっ たもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者(前年の合計所得 金額が900万円以下であるものに限 る。) の法第314条の2第1項第10 号の2に規定する自己と生計を一にす る配偶者(前年の合計所得金額が95万 円以下であるものに限る。)で控除対象 配偶者に該当しないものに係るものを 除く。) 若しくは法第314条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除又はこ れらと併せて雑損控除額若しくは医療 費控除額の控除、法第313条第8項に 規定する純損失の金額の控除、同条第9 項に規定する純損失若しくは雑損失の 金額の控除若しくは第34条の7の規 定により控除すべき金額(以下この条に おいて「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとする者を除く。以下 この条において「給与所得等以外の所得 を有しなかった者」という。)及び第2 4条第2項に規定する者(施行規則第2

の7の規定により控除すべき金額(以下 この条において「寄附金税額控除額」と いう。)の控除を受けようとする者を除 く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者(施行 規則第2条の2第1項の表の上欄の

(二)に掲げる者を除く。)については、 この限りでない。

2から9まで (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶 養親族等申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
 - (4) (略)
- 2から6まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給

条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から9まで (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶 養親族等申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 扶養親族の氏名
 - (4) (略)
- 2から6まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給

者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者 又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下 この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、特定配偶者 (所得割の納税義務者(合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。)の 自己と生計を一にする配偶者(退職手当 等(第53条の2に規定する退職手当等 に限る。以下この項において同じ。)に 係る所得を有する者であって、合計所得 金額が95万円以下であるものに限 る。)をいう。第2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は 控除対象扶養親族であって退職手当等 に係る所得を有する者に限る。) 若しく は特定親族(退職手当等に係る所得を有 する者であって、合計所得金額が85万 円以下であるものに限る。)を有する者 (以下この条において「公的年金等受給 者」という。)で市内に住所を有するも のは、当該申告書の提出の際に経由すべ き所得税法第203条の6第1項に規 定する公的年金等の支払者(以下この条 において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定める ところにより、次に掲げる事項を記載し

者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者 又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下 この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、特定配偶者 (所得割の納税義務者(合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。)の 自己と生計を一にする配偶者(退職手当 等(第53条の2に規定する退職手当等 に限る。以下この項において同じ。)に 係る所得を有する者であって、合計所得 金額が95万円以下であるものに限 る。)をいう。第2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は 控除対象扶養親族であって退職手当等 に係る所得を有する者に限る。)を有す る者(以下この条において「公的年金等 受給者」という。)で市内に住所を有す るものは、当該申告書の提出の際に経由 すべき所得税法第203条の6第1項 に規定する公的年金等の支払者(以下こ の条において「公的年金等支払者」とい う。) から毎年最初に公的年金等の支払 を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記 載した申告書を、当該公的年金等支払者 を経由して、市長に提出しなければなら ない。

た申告書を、当該公的年金等支払者を経 由して、市長に提出しなければならな い。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)
- 2から5まで (略)

附則

<u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税</u> 標準の特例)

- 第16条の2の2 令和8年4月1日以 後に第92条の2第1項の売渡し又は 同条第2項の売渡し若しくは消費等(次 項において「売渡し等」という。)が行 われた加熱式たばこ(第92条第1号オ に掲げる加熱式たばこをいい、第93条 の2の規定により製造たばことみなさ れるものを含む。以下この条において同 じ。)に係る第94条第1項の製造たば この本数は、同条第3項の規定にかかわ <u>らず、当分の間、次の各号に掲げる区分</u> に応じ、当該各号に定める方法により換 算した紙巻たばこ(第92条第1号アに 掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及 び次項において同じ。)の本数によるも のとする。
 - (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2 号に規定する葉たばこをいう。) を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料

- (1)及び(2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)
- 2から5まで (略)

附則

- の全部又は一部としたものを施行規 則附則第8条の4の2に規定すると ころにより直接加熱することによっ で喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式た ばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本 に換算する方法。ただし、当該加熱式 たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に 換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごと

- の数量を乗じて得た重量を同項各号に 掲げる区分ごとに合計し、その合計重量 を紙巻たばこの本数に換算する方法に より行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ (第93条の2の規定により製造たば ことみなされるものに限る。)のうち、 次に掲げるものについては、同号ただし 書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たば こと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たば こ(第93条の2の規定により製造た ばことみなされるものを除く。)と併 せて喫煙の用に供される加熱式たば こ(同条の規定により製造たばことみ なされるものに限る。)であって当該 加熱式たばこのみの品目のもの

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 四日市市税条例第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の 2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正並びに附則第3項、第4項、 第5項及び第6項の規定 令和8年1月1日
 - (2) 四日市市税条例附則第16条の2の次に1条を加える改正並びに附則第7項、 第8項及び第9項の規定 令和8年4月1日

(3) 四日市市税条例第18条及び第18条の3の改正並びに次項の規定 地方税法 等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規 定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 この条例による改正後の四日市市税条例(以下「新条例」という。)第18条の 規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、 同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後 の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税につい ては、なお従前の例による。
- 4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第 1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族 (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3 号及び第36条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万 円以下であるものに限る。) に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 5 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の四日市市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 6 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 7 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、 又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定 する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、 なお従前の例による。
- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、四日市市税条例第92条の2 第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ に係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則 第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数に よるものとする。
 - (1) 四日市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則 第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の 本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 9 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(財政経営部市民税課)